

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則

平成12年 9月22日通商産業省令第192号

改正：令和 2年 3月17日経済産業省令第15号（液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>第一章 中小企業診断士の登録等 第一節 中小企業診断士の登録 （中小企業診断士の登録の条件等）</p> <p>第一条 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録（第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。）の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験（法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。）に合格し、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと。</p> <p>イ 国、都道府県（中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第二条各号に掲げる市を含む。以下同じ。））、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）又は法第七条第一項の規定による指定を受けた者（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）が行う中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号。以下「基準省令」という。）第四条第一項の規定に基づく経営の診断（ハ及びニを除き、以下単に「診断」という。）又は経営に関する助言（ハ及びニを除き、以下単に「助言」という。）の業務</p>	<p>第一章 中小企業診断士の登録等 第一節 中小企業診断士の登録 （中小企業診断士の登録の条件等）</p> <p>第一条 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号。以下「法」という。）第十一条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録（第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。）の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験（法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。）に合格し、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと。</p> <p>イ 国、都道府県（中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第二条各号に掲げる市を含む。以下同じ。））、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）又は法第七条第一項の規定による指定を受けた者（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）が行う中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第百二十三号。以下「基準省令」という。）第四条第一項の規定に基づく経営の診断（ハ及びニを除き、以下単に「診断」という。）又は経営に関する助言（ハ及びニを除き、以下単に「助言」という。）の業務</p>

ロ 機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う基準省令第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づく窓口相談等の業務（一日につき合計五時間以上のものに限る。）

ハ その他中小企業に関する団体が行う中小企業の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務であって、イ又はロに掲げるものと同等以上と認められるもの

ニ イからハまでに掲げる団体以外の団体又は個人が行う中小企業の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務

ホ 医業又は歯科医業を主たる事業とする法人（常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。）であって、常時使用する従業員の数が百人以下のものに限る。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。）であって、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のものに限る。）のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務であって、イからニまでに掲げるものと同等以上と認められるもの

ヘ 中小企業の振興に関する国際協力等のための海外における業務であって、イからニまでに掲げるものと同等以上と認め

ロ 機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う基準省令第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づく窓口相談等の業務（一日につき合計五時間以上のものに限る。）

ハ その他中小企業に関する団体が行う中小企業の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務であって、イ又はロに掲げるものと同等以上と認められるもの

ニ イからハまでに掲げる団体以外の団体又は個人が行う中小企業の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務

ホ 医業又は歯科医業を主たる事業とする法人（常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。）、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。）であって、常時使用する従業員の数が百人以下のものに限る。）及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。）であって、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のものに限る。）のうち、継続的に収益事業を行っている者の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務であって、イからニまでに掲げるものと同等以上と認められるもの

ヘ 中小企業の振興に関する国際協力等のための海外における業務であって、イからニまでに掲げるものと同等以上と認め

<p>られるもの</p> <p>二 当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。</p> <p>イ 経済産業大臣が第二十条第一項の規定に基づき登録する者（以下「登録実務補習機関」という。）が行う実務補習</p> <p>ロ 基準省令第八条第三項の規定に基づく研修</p> <p>ハ イ又はロに掲げる実務補習と同等以上の内容を有するものと認められる実務補習</p> <p>◆追加◆</p>	<p>られるもの</p> <p>二 当該合格の日から当該申請の日までの期間において、次のいずれかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。</p> <p>イ 経済産業大臣が第二十条第一項の規定に基づき登録する者（以下「登録実務補習機関」という。）が行う実務補習</p> <p>ロ 基準省令第八条第三項の規定に基づく研修</p> <p>ハ イ又はロに掲げる実務補習と同等以上の内容を有するものと認められる実務補習</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をすることとする。</p>
-本則-	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>第二条 法第十一条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 登録の申請の日前三年以内に基準省令第七条に規定する養成課程（以下「養成課程」という。）又は経済産業大臣が第三十五条第一項の規定により登録する者（以下「登録養成機関」という。）が置く養成課程と同等の内容を有するものと認められる課程（以下「登録養成課程」という。）を修了した者</p> <p>二 第九条の規定により有効期間の更新の登録を受ける者</p> <p>三 第十六条の規定により再登録を受ける者</p> <p>◆追加◆</p>	<p>第二条 法第十一条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 登録の申請の日前三年以内に基準省令第七条に規定する養成課程（以下「養成課程」という。）又は経済産業大臣が第三十五条第一項の規定により登録する者（以下「登録養成機関」という。）が置く養成課程と同等の内容を有するものと認められる課程（以下「登録養成課程」という。）を修了した者</p> <p>二 第九条の規定により有効期間の更新の登録を受ける者</p> <p>三 第十六条の規定により再登録を受ける者</p> <p>2 前項第一号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をすることとする。</p>

-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(登録の有効期間)</p> <p>第八条 中小企業診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。</p> <p>2 前項の登録の有効期間の末日が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日を登録の有効期間の末日とみなす。</p> <p>一 土曜日</p> <p>二 日曜日</p> <p>三 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>四 十二月二十九日から翌年の一月三日までの間（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(登録の有効期間)</p> <p>第八条 中小企業診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。</p> <p>2 前項の登録の有効期間の末日が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日を登録の有効期間の末日とみなす。</p> <p>一 土曜日</p> <p>二 日曜日</p> <p>三 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>四 十二月二十九日から翌年の一月三日までの間（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件を満たすことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に第一項の登録の有効期間を延長することとする。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(更新登録)</p> <p>第九条 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、次条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件を満たさなければならない。</p> <p>2 第三条から前条までの規定は、更新登録について準用する。この場合において、第七条中「登録番号及び登録年月日」とあるのは、「登録番号及び更新登録の年月日」とする。</p> <p>3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新登録の申請があった場合において、その申請について前項において準用する第四条第一項の登録証の交付があるまでの間は、従前</p>	<p>(更新登録)</p> <p>第九条 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、更新登録の要件を満たさなければならない。</p> <p>2 第三条から前条までの規定は、更新登録について準用する。この場合において、第七条中「登録番号及び登録年月日」とあるのは、「登録番号及び更新登録の年月日」とする。</p> <p>3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新登録の申請があった場合において、その申請について前項において準用する第四条第一項の登録証の交付があるまでの間は、従前、なおその効力を有する。</p>

<p>の登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、更新登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>	<p>4 前項の場合において、更新登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>(更新登録の要件)</p> <p>第十条 更新登録の要件は、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間において、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事項を合計五回以上行ったこと。</p> <p>イ 経済産業大臣が第三十七条第一項第一号の規定に基づき登録する者（以下「理論政策更新研修機関」という。）が行う診断又は助言に関する専門知識の補充のための研修（以下「理論政策更新研修」という。）又は基準省令第八条第二項に規定する理論政策研修を修了したこと。</p> <p>ロ 理論政策更新研修機関が行う診断又は助言に関する論文の審査に合格したこと。ただし、当該論文は、理論政策更新研修機関があらかじめ送付する理論政策更新研修の内容に準じた資料に基づいて作成されなければならない。</p> <p>ハ イに規定する研修について、その一回の日程を通じて指導を行ったこと。</p> <p>二 次のいずれかに該当する事項を行ったことにより、点数の合計を三十点以上とすること。</p> <p>イ 一日を一点として、第一条第一号に規定する実務に従事したこと。</p> <p>ロ 一日を一点として、第一条第二号に規定する実務補習を受講したこと。</p> <p>ハ 一日を一点として、第一条第二号に規</p>	<p>(更新登録の要件)</p> <p>第十条 更新登録の要件は、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間において、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事項を合計五回以上行ったこと。</p> <p>イ 経済産業大臣が第三十七条第一項第一号の規定に基づき登録する者（以下「理論政策更新研修機関」という。）が行う診断又は助言に関する専門知識の補充のための研修（以下「理論政策更新研修」という。）又は基準省令第八条第二項に規定する理論政策研修を修了したこと。</p> <p>ロ 理論政策更新研修機関が行う診断又は助言に関する論文の審査に合格したこと。ただし、当該論文は、理論政策更新研修機関があらかじめ送付する理論政策更新研修の内容に準じた資料に基づいて作成されなければならない。</p> <p>ハ イに規定する研修について、その一回の日程を通じて指導を行ったこと。</p> <p>二 次のいずれかに該当する事項を行ったことにより、点数の合計を三十点以上とすること。</p> <p>イ 一日を一点として、第一条第一項第一号に規定する実務に従事したこと。</p> <p>ロ 一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習を受講したこと。</p> <p>ハ 一日を一点として、第一条第一項第二</p>

<p>定する実務補習について、指導を行ったこと。</p> <p>ニ 一日を一点として、第二条第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行ったこと。</p>	<p>号に規定する実務補習について、指導を行ったこと。</p> <p>ニ 一日を一点として、第二条第一項第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行ったこと。</p>
<p align="center">-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>第十二条 前条第二項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた者であつて、次の各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。</p> <p>一 休止の申請を行つた日から起算し、十五年を超えないこと。</p> <p>二 再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。</p> <p>イ 第一条第一号イからへのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は第二号イからハのいずれかに該当する実務補修を十五日以上受講したこと。</p> <p>ロ 第十条第一号イからハのいずれかに該当する事項を合計五回以上行つたこと。</p> <p>2 中小企業診断士は、前項の申請を行おうとする場合は、様式第五による申請書に再開の申請を行うことができることを証する書面と前項第二号の要件を満たしたことを証する書面を添えて経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合は、中小企業診断士登録簿にその旨及び申請年月日を記載するものとする。</p> <p>4 再開の申請を行い中小企業の経営診断の業務に従事することを再開した者に係る第八条第一項及び第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から起算して」とあるのは「登録の日から休止の申請を行つた日の翌月一日までの期間と再開の申請を行つた日からの期間を合計して」と、第十条中</p>	<p>第十二条 前条第二項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた者であつて、次の各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。</p> <p>一 休止の申請を行つた日から起算し、十五年を超えないこと。</p> <p>二 再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。</p> <p>イ 第一条第一項第一号イからへのいずれかに該当する実務に十五日以上従事したこと又は第二号イからハのいずれかに該当する実務補修を十五日以上受講したこと。</p> <p>ロ 第十条第一号イからハのいずれかに該当する事項を合計五回以上行つたこと。</p> <p>2 中小企業診断士は、前項の申請を行おうとする場合は、様式第五による申請書に再開の申請を行うことができることを証する書面と前項第二号の要件を満たしたことを証する書面を添えて経済産業大臣に提出するものとする。</p> <p>3 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合は、中小企業診断士登録簿にその旨及び申請年月日を記載するものとする。</p> <p>4 再開の申請を行い中小企業の経営診断の業務に従事することを再開した者に係る第八条第一項及び第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から起算して」とあるのは「登録の日から休止の申請を行つた日の翌月一日までの期間と再開の申請を行</p>

<p>「次の各号のいずれにも」とあるのは「第二号に」と、同条第二号中「三十点」とあるのは「十五点」とする。</p>	<p>つた日からの期間を合計して」と、第十条中「次の各号のいずれにも」とあるのは「第二号に」と、同条第二号中「三十点」とあるのは「十五点」とする。</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録)</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、再登録の申請を行うことができる。</p> <p>一 前条第一項第一号の規定により登録を消除された者であつて、当該登録を消除された日から三年以内に第十条に規定する要件を満たしたもの</p> <p>二 前条第一項第二号の規定により登録を消除された者であつて、前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日までに第十条に規定する要件を満たし、かつ、登録を消除された日から一年を超えないもの</p> <p>2 第三条から第八条までの規定は、前項の再登録の申請について準用する。この場合において、第七条中「登録番号及び登録年月日」とあるのは、「登録番号及び再登録の年月日」とする。</p> <p>3 第一項第一号に該当する者に係る第三条及び第十条の規定の適用については、第三条中「申請書を経済産業大臣に」とあるのは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。</p> <p>4 第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは</p>	<p>(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録)</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、再登録の申請を行うことができる。</p> <p>一 前条第一項第一号の規定により登録を消除された者であつて、当該登録を消除された日から三年以内に第十条に規定する要件を満たしたもの</p> <p>二 前条第一項第二号の規定により登録を消除された者であつて、前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日までに第十条に規定する要件を満たし、かつ、登録を消除された日から一年を超えないもの</p> <p>2 第三条から第八条までの規定は、前項の再登録の申請について準用する。この場合において、第七条中「登録番号及び登録年月日」とあるのは、「登録番号及び再登録の年月日」とする。</p> <p>3 第一項第一号に該当する者に係る第三条、第八条第三項及び第十条の規定の適用については、第三条中「申請書を経済産業大臣に」とあるのは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第八条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件」とあるのは「第十六条により読み替えて適用する第十条に規定する有効期間の再登録の要件」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「三回」と、</p>

<p>「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。</p>	<p>「三十点」とあるのは「十八点」とする。</p> <p>4 第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第三項並びに第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、同条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件」とあるのは「第十六条により読み替えて適用する第十条に規定する有効期間の再登録の要件」と、第十条中「更新登録の要件」とあるのは「再登録の要件」と、「更新登録の申請の日」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。</p>
--	---

-本則-

施行日：令和 2年 3月17日

<p>第二節 登録実務補習機関の登録（登録実務補習機関の登録）</p> <p>第十八条 第一条第二号イの登録（以下この章において単に「実務補習機関登録」という。）は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 実務補習機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 実務補習機関登録を受けようとする者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 実務補習の業務の開始予定日</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 別表一の下欄に掲げる要件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類</p> <p>二 前項の実務補習機関登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>三 その他参考となる事項を記載した書類</p>	<p>第二節 登録実務補習機関の登録（登録実務補習機関の登録）</p> <p>第十八条 第一条第一項第二号イの登録（以下この章において単に「実務補習機関登録」という。）は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 実務補習機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 実務補習機関登録を受けようとする者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 実務補習の業務の開始予定日</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 別表一の下欄に掲げる要件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類</p> <p>二 前項の実務補習機関登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>三 その他参考となる事項を記載した書類</p>
--	---

-本則-

施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(登録基準)</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、第十八条の規定により実務補習機関登録を申請した者が別表一の上欄に定める実務補習に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合する実務補習を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。</p> <p>2 実務補習機関登録は、登録実務補習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 第一条 第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>(登録基準)</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、第十八条の規定により実務補習機関登録を申請した者が別表一の上欄に定める実務補習に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合する実務補習を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。</p> <p>2 実務補習機関登録は、登録実務補習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 第一条第一項 第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(報告の徴収)</p> <p>第三十二条 経済産業大臣は、第一条 第二号イの実務補習の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第三十二条 経済産業大臣は、第一条第一項 第二号イの実務補習の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>第三節 登録養成機関の登録 (登録養成機関の登録)</p> <p>第三十四条 第二条 第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 登録養成機関の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録養成機関の登録を受けようとする者の名称及びその代表者の氏名</p> <p>二 登録養成課程の業務の開始予定日</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 基準省令別表一及び別表二の「演習を教</p>	<p>第三節 登録養成機関の登録 (登録養成機関の登録)</p> <p>第三十四条 第二条第一項 第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 登録養成機関の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登録養成機関の登録を受けようとする者の名称及びその代表者の氏名</p> <p>二 登録養成課程の業務の開始予定日</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

<p>授する者及び実習の指導者の要件」に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類</p> <p>二 前項の登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>三 その他参考となる事項を記載した書類</p>	<p>一 基準省令別表一及び別表二の「演習を教授する者及び実習の指導者の要件」に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類</p> <p>二 前項の登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>三 その他参考となる事項を記載した書類</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>(登録養成機関の登録基準)</p> <p>第三十五条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 次のいずれにも適合していると認められるものであること。</p> <p>イ 役員、職員、設備、研修の業務の実施の方法その他の事項についての研修の業務の実施に関する計画が、研修の業務の的確な実施のために適切なものであること。</p> <p>ロ 研修の業務の実施に関する計画を的確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。</p> <p>ハ 研修の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて研修の業務が不公正になるおそれがないものであること。</p> <p>二 実施しようとする登録養成課程が、基準省令第七条に規定する養成課程の基準と同等の内容で実施されるものであること。</p> <p>2 登録は、登録養成機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録養成機関の名称、代表者の氏名及び住所</p> <p>3 基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十二條（第三項を除く。）から第</p>	<p>(登録養成機関の登録基準)</p> <p>第三十五条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 次のいずれにも適合していると認められるものであること。</p> <p>イ 役員、職員、設備、研修の業務の実施の方法その他の事項についての研修の業務の実施に関する計画が、研修の業務の的確な実施のために適切なものであること。</p> <p>ロ 研修の業務の実施に関する計画を的確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。</p> <p>ハ 研修の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて研修の業務が不公正になるおそれがないものであること。</p> <p>二 実施しようとする登録養成課程が、基準省令第七条に規定する養成課程の基準と同等の内容で実施されるものであること。</p> <p>2 登録は、登録養成機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録養成機関の名称、代表者の氏名及び住所</p> <p>3 基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十二條（第三項を除く。）から第</p>

三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、「機構」とあるのは「登録養成機関」と、「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「登録養成機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、「実務補習計画」とあるのは「登録養成課程計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「登録養成課程業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十五条第一項のいずれか」と、「第二十二条第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二条第一項、第二項及び第四項」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「五年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、「**第一条**第二号イ」とあるのは「**第二条**第一号」と読み替えるものとする。

三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、「機構」とあるのは「登録養成機関」と、「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「登録養成機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、「実務補習計画」とあるのは「登録養成課程計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」と、「実務補習業務規程」とあるのは「登録養成課程業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十五条第一項のいずれか」と、「第二十二条第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二条第一項、第二項及び第四項」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「五年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、「**第一条**第一項第二号イ」とあるのは「**第二条**第一項第一号」と読み替えるものとする。

-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(理論政策更新研修機関の登録基準)</p> <p>第三十七条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 別表三の第一欄に掲げる科目を第三欄に掲げる方法で教授し、その時間数が同表第四欄に掲げる時間数以上であること。</p> <p>二 別表三の第二欄で定める要件に適合する者が前号に規定する科目を教授するものであること。</p> <p>三 第十条第一号ロの論文の審査等については別表四の上欄に定める論文の審査等に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合して実施すること。</p> <p>2 登録は、理論政策更新研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 理論政策更新研修機関の氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>3 第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、「実務補習計画」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当</p>	<p>(理論政策更新研修機関の登録基準)</p> <p>第三十七条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 別表三の第一欄に掲げる科目を第三欄に掲げる方法で教授し、その時間数が同表第四欄に掲げる時間数以上であること。</p> <p>二 別表三の第二欄で定める要件に適合する者が前号に規定する科目を教授するものであること。</p> <p>三 第十条第一号ロの論文の審査等については別表四の上欄に定める論文の審査等に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合して実施すること。</p> <p>2 登録は、理論政策更新研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 理論政策更新研修機関の氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>3 第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修についても準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、「前三条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、「実務補習計画」とあるのは「理論政策更新研修計画」と、「第二十条第一項に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、「別表二」とあるのは「別表五」と、「第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当</p>

<p>該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十七条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行った場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴）を含む。」と、「第一条第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。</p>	<p>該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の修了を証する事項を書き込まなければならない。と、「実務補習業務規程」とあるのは「理論政策更新研修業務規程」と、「第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十七条第一項のいずれか」と、「第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十七条第一項の登録」と、「三年間」とあるのは「六年間」と、「実務補習の実施を担当した指導員名」とあるのは「理論政策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行った場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴）を含む。」と、「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。</p>
<p>—本則—</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>(第一次試験の免除) 第四十一条 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目について第一次試験を免除する。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学・経済政策 二 経済学について公認会計士試験を受け、その試験に合格した者又は不動産鑑定士（</p>	<p>(第一次試験の免除) 第四十一条 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目について第一次試験を免除する。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学・経済政策 二 経済学について公認会計士試験を受け、その試験に合格した者又は不動産鑑定士（</p>

<p>不動産鑑定士試験に合格した者を含む。) 経済学・経済政策</p> <p>三 公認会計士(公認会計士試験に合格した者を含む。)又は税理士(税理士法第三条第一項第一号から第三号までに規定する者を含む。) 財務・会計</p> <p>四 弁護士(司法試験に合格した者を含む。) 経営法務</p> <p>五 技術士(情報工学部門に登録されている者に限る。)又は情報工学部門に係る技術士となる資格を有する者 経営情報システム</p> <p>六 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十九条第一項の規定による情報処理技術者試験(情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に限る。)に合格した者 経営情報システム</p> <p>2 第一次試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した第一次試験の行われた年の初めから三年以内に第一次試験を受ける場合は、その申請により第一次試験の当該一部科目を免除する。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>不動産鑑定士試験に合格した者を含む。) 経済学・経済政策</p> <p>三 公認会計士(公認会計士試験に合格した者を含む。)又は税理士(税理士法第三条第一項第一号から第三号までに規定する者を含む。) 財務・会計</p> <p>四 弁護士(司法試験に合格した者を含む。) 経営法務</p> <p>五 技術士(情報工学部門に登録されている者に限る。)又は情報工学部門に係る技術士となる資格を有する者 経営情報システム</p> <p>六 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十九条第一項の規定による情報処理技術者試験(情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に限る。)に合格した者 経営情報システム</p> <p>2 第一次試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した第一次試験の行われた年の初めから三年以内に第一次試験を受ける場合は、その申請により第一次試験の当該一部科目を免除する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第一次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第一次試験を受けることとする。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>(第二次試験受験の要件)</p> <p>第四十三条 第二次試験は、当該年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。ただし、第</p>	<p>(第二次試験受験の要件)</p> <p>第四十三条 第二次試験は、当該年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。ただし、第</p>

<p>二次試験のうち口述の方法により行うものは、当該第二次試験のうち筆記の方法により行うものにおいて経済産業大臣（指定試験機関（法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、指定試験機関。次条及び第四十六条において同じ。）が相当と認める成績を得た者について行うものとする。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>二次試験のうち口述の方法により行うものは、当該第二次試験のうち筆記の方法により行うものにおいて経済産業大臣（指定試験機関（法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、指定試験機関。次条及び第四十六条において同じ。）が相当と認める成績を得た者について行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一次試験に合格した年度又はその次年度に第二次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第二次試験を受けることとする。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月17日 経済産業省 令 第15号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・三・一七経産令一五）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 3月17日 経済産業省 令 第15号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 3月17日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
